

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2005-506141(P2005-506141A)
 【公表日】平成17年3月3日(2005.3.3)
 【年通号数】公開・登録公報2005-009
 【出願番号】特願2003-537438(P2003-537438)
 【国際特許分類第7版】
 A 4 5 B 7/00
 【F I】
 A 4 5 B 7/00 Z

【手続補正書】
 【提出日】平成16年8月25日(2004.8.25)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

トレッキング用杖、スキーストック、又は歩行用杖などの杖(10)であって、
 取っ手と先端部とを具備する管状杖(12)の第1の管状部品と第2の管状部品(13、14)との間に配置された緩衝装置(11)であって、管状部品(13、14)の一つに周方向に固定されるように支持され、他の管状部品(14、13)に対して軸方向に固定されたダンパーロッド(26)を案内する、ガイドスリーブ(16)を有する、緩衝装置(11)と、

前記ガイドスリーブ(16)と前記ダンパーロッド(26)との間で作用する圧縮ばね装置(30)であって、少なくとも一つの弾性ばね(29)を有する、圧縮ばね装置(30)と、

を備える、杖(10)。

【請求項2】

少なくとも一つの圧縮コイルばね(28)が少なくとも一つの弾性ばね(29)に対して並列に配列される、請求項1に記載の杖。

【請求項3】

少なくとも一つの圧縮コイルばね(28)が少なくとも一つの弾性ばね(29)に対して直列に配列される、請求項1に記載の杖。

【請求項4】

一つ以上の弾性ばね(29)が一つ以上の圧縮コイルばね(28)の一方又は両方の軸方向端部に配列される、請求項2に記載の杖。

【請求項5】

弾性ばね(29)は、可変硬度を有する請求項4に記載の杖。

【請求項6】

前記圧縮コイルばね(28)と前記弾性ばね(29)からなる前記直列配列の軸方向一端が、前記ガイドスリーブ(16)の内部ショルダ(20)と接触し、他端が、前記ダンパーロッド(26)の軸方向端面(27)と接触する、請求項3乃至5の少なくとも一つに記載の杖。

【請求項7】

前記弾性ばね(29)が中空シリンダである、請求項1乃至6の少なくとも一つに記載

の杖。

【請求項 8】

前記弾性ばね (2 9) が中実シリンダである、請求項 1 乃至 6 の少なくとも一つに記載の杖。

【請求項 9】

前記弾性ばね (2 9) が、例えば、膨らんだ状態に拡大する外周を有する、請求項 8 に記載の杖。

【請求項 10】

前記圧縮コイルばね (2 8) へ貫入されるネック (3 7) を有する円板 (3 6) が、弾性ばね (2 9) と圧縮コイルばね (2 8) との間に設けられる、請求項 3 乃至 9 の少なくとも一つに記載の杖。

【請求項 11】

前記ダンパーロッド (2 6) が、種々の軸方向の位置において、前記ガイドスリーブ (1 6) に固定される、以上記載された請求項の少なくとも一つに記載の杖。

【請求項 12】

前記ダンパーロッド (2 6) の、前記ガイドスリーブ (1 6) 内に配置された部分に、前記ダンパーロッド (2 6) を越えて片側の径方向に延出するピン (4 1) の形状の固定要素を具備し、前記ガイドスリーブ (1 6) が前記ダンパーロッドに相対して回転する時に、前記ピンが、前記ガイドスリーブ (1 6) の円周にわたって分散されるように配列された、長さの異なる軸方向ガイド溝 (2 2 、 2 3) に選択的に受け取られる、請求項 1 1 に記載の杖。

【請求項 13】

長さの異なる二つ以上のガイド溝 (2 2 、 2 3) が、前記ガイドスリーブ (1 6) の円周に沿って、90°離間されて、設けられる、請求項 9 に記載の杖。

【請求項 14】

前記緩衝装置 (1 1) の前記ダンパーロッド (2 6) の前記ガイドスリーブ 1 6 から離間し該ガイドスリーブ 1 6 に対向する端部に、持続的に摩擦固定するか、または段差形状によって固定するようにして、前記他の管状部品 (1 4 、 1 3) に軸方向に固定され得る接続片を設けた、以上記載された請求項の少なくとも一つに記載の杖。

【請求項 15】

前記弾性ばね (2 9) が、発泡プラスチック材料、好ましくは、ポリウレタンフォームから作られる、以上記載された請求項の少なくとも一つに記載の杖。